

議 事 録

会議名	平成23年度第2回寒川町情報公開審査会 平成23年度第2回寒川町個人情報保護審査会		
日 時	平成23年8月17日(火) 9:55~12:10	開催形態	非公開
場 所	本庁舎3階 議会棟第1会議室		
出席者	委 員：片岡、小沢(途中退席)、鶴園、浦 事務局：大久保(総務課長)、三橋(総務課主査)、吉田(総務課主任主事) 口頭意見陳述者：異議申立人(■■■■氏) 実施機関：円道(学校教育課長)、三木(学校教育課指導主事)		
議 題	①寒川町情報公開条例第16条第1項の規定に基づく諮問について (異議申立てに係る諮問) ②その他		
決定事項	なし		
議 事	別紙のとおり		
資 料	非公開		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	鶴園 二郎 浦 芳久 (平成23年9月20日確定)		

① 情報公開条例第16条第1項の規定に基づく諮問について（異議申立てに係る諮問）

(1) 確認

- 異議申立人(以下「申立人」という。)及び実施機関(寒川町教育委員会のことをいう。)の担当課(学校教育課のことをいう。)に対する質疑内容の確認。

(2) 申立人の口頭意見陳述及び質疑（10時20分～10時30分）

- 議長が、審査の流れ及び注意事項を説明。
- 異議申立の趣旨について、申立人が陳述。

概要：申立の内容は、先に提出した意見書のとおりである。
現在、寒川町(以下「町」という。)では、全国学力・学習状況調査の結果のうち学習状況に関する部分は公表されているが、学力に関する部分は公表されていない。このことにより、学力調査の結果(以下「調査結果」という。)に関して情報を求めている保護者も多数いる。公開請求は、学校別の調査結果ではなく、町全体の平均を示した調査結果を求めたものである。これは町の学力が周辺地域と比較してどの程度のレベルにあるのかを知ることができる情報であり、公開されるべき情報であると考ええる。実施機関は、調査結果を公開することにより、教育現場に悪影響を及ぼす等の非公開理由を説明しているが、調査結果は多くの自治体ですでに公開されている情報であり、それに対し、実施機関の非公開とする説明は曖昧である。

○議長及び委員からの質疑

- * 調査結果は、正答数等の数値と正答数の分布を表したグラフとで表示されているが、申立人はどの部分を公開請求したのか、質問あり。
→数値の部分を請求したものである、と申立人が回答。
- * 本調査は平成19年度から平成22年度まで実施されているが、平成21年度の調査結果のみを請求したことについて、質問あり。
→他自治体での調査結果の公開状況を見ると、自分で調べた限りでは平成22年度分を公開しているところが多かった。そのため、その前年の平成21年度分を請求した、と申立人が回答。
- * 申立書等の書面に記載したこと以外に、主張したい事項や補足したい事項はあるか、との質問あり。
→実施機関は、調査結果に係る情報を要望されたことはないと言っているが、議会の場において議員も調査結果について質問を行っており、また、私が聞く限りでは、保護者も調査結果に関する情報を要望している。実施機関には、民意をくみ取るという姿勢が欠けていると考える。情報公開の趣旨をきちんと理解し、積極的な情報公開を望む、と申立人が主張。

(3) 実施機関担当課の口頭説明及び質疑（10時35分～11時15分）

- 非公開とした理由及び経緯について、その概要を担当課が説明。

概要：調査結果について、他自治体ではすでに公開されているという状況は把握しているが、寒川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)では平成19年度の開始当初から一貫して、非公開を前提に学校に依頼しているという経緯があり、これを公開することは、学校との信頼関係を大きく損なうおそれがある。また、公開することにより不当な序列化や過度の競争が起こるおそれがあり、このことは大きな比重を持つと考える。
教育委員会では、調査結果を学校説明会や寒川まなびっこ育成推進事業に活用しており、教育の改善に向けて教育委員会、学校及び保護者が連携して取り組んでいるところである。このような活用こそが本調査の目的であると考ええる。

○議長及び委員からの質疑

- * 申立人とのコミュニケーションの状態について、質問あり。
→手続き上で定められた文書のやり取りのみで、口頭等でのコミュニケーションはとっていない旨、担当課が回答。
- * 非公開の根拠とした寒川町情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第4号ウの規定「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ効率的な遂行を不当阻害するおそれ」(以下「根拠規定」という。)への該当性に関し、どのように考えたのか、質問あり。
→現在、本調査に関し、マスコミ等に対する制限は定められていない。この状況下で調査結果の公開が進められると、市町村の序列化を招く可能性は非常に高いと考える。また、過去に行われた東京都足立区の区独自の学力テストにおいて一部児童の成績を除いて報告した事例や、全国一斉テスト(昭和31年から11年間実施されていたもの)において勉強を苦手とする児童生徒を阻害した事例もある。序列化により生じる成績重視の過度の競争原理が児童生徒や教育活動に及ぼす悪影響が心配である。
更には、授業において、本調査対策に時間を費やすことも十分に予想され、通常の教育活動に支障を及ぼすおそれがあると考え、と担当課が回答。
- * 担当課が例に挙げた問題事例が生じていることは承知しているが、調査結果の公開のみに起因するものではないとも考えられる。教育委員会や学校長の指導、助言不足等の管理面での問題も指摘されているが、その点についてはどのように考えるか、質問あり。
→本調査の公正かつ効率的な実施に関し、教育委員会が学校を指導しなければならぬことは十分に理解している。しかしながら、信頼関係が損なわれれば、本調査のみならず通常の教育活動においても指導に対する批判が強くなり、協力性が薄れるという懸念もある。
本調査の実施については、調査結果の非公開を前提に教員へ協力を依頼しており、事後に公開することで信頼関係を損なう必要はないと考える、と担当課が回答。
- * 文部科学省の実施要領(以下「実施要領」という。)では、市町村ごとの調査結果の公開については市町村に委ねるとしている。条例を考慮せずに、非公開を前提とした実施に問題があったのではないか。また、実施要領において、非公開を推奨するような記述(9-(8)-1)と、各自治体は説明責任を有するため、公開については条例に基づき適切に判断するよう求める旨の記述(7-(5)-1)という、矛盾するとも思われる指示がなされているが、どのように判断し、非公開を前提としたのか、質問あり。
→両記述を基に判断した。教育委員会としては、調査結果そのものではなく、調査結果を授業展開に生かす、というような調査結果の活用を学校に指示している。また、説明責任については、各学校の学校説明会の場において調査結果に関する説明を行うよう指導している、と担当課が説明。
- * 各学校は、具体的な数値を明らかにせずに、調査結果をどのように説明しているのか、質問あり。
→説明方法については、統一はされていない。「読解力にやや課題がある」等の表現で問題点を明らかにし、授業方法の問題点や改善点等の説明を学校だよりで行っている、という例がある。また、教育委員会においては、町ホームページで生活習慣・体力・学力という3つの領域に関し、実態と課題、それに対する改善点を周知している、と担当課が回答。
- * 神奈川県内の市町村の調査結果の公開状況について、質問あり。
→調べた限りでは、横浜市、川崎市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町、厚木市、大和市、座間市(請求者にのみ公開)、平塚市、藤沢市、伊勢原市、南足柄市、小田原市の14市町である旨、担当課が回答。
- * 調査結果の公開に関する要望の状況について、質問あり。

→議会の場において議員から質問があったのは事実であるが、調査結果の公開を保護者が求めているという学校長からの報告もなく、また、教育委員会に対して直接要望があったこともない。申立人が保護者の代弁というのであるならば、非常に残念に思う。保護者の相談相手は、まずは学校であるべきと考える。そのようなシステムがないということであるならば課題として受けとめたい、と担当課が回答。

* 学校説明会の出席者について、質問あり。

→自治会も含め、近隣住民の方が参加できるような体制づくりを各学校に指示している、と担当課が回答。

* すでに公開している14市町の状況について、質問あり。

→公開している14市町が、非公開を前提とした調査の実施であったかどうかについては把握していない。少なくとも、湘南三浦教育事務所管内のうち藤沢市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町では、非公開決定の後、異議申立、審査会答申を経て公開をしている、と担当課が回答。

* 担当課の説明どおりであるならば、当初非公開とした後に公開した湘南三浦教育事務所管内の市町においても、信頼関係が損なわれた等の問題が生じている可能性があるが、そのような事例はあるのか。また、それは根拠規定のレベルにまで達するものなのか、質問あり。

→根拠規定に該当すると思われるほどの事例は聞いていない、と担当課が回答。

(4) 審査

○申立人と担当課のコミュニケーション不足を指摘する意見複数あり。

○公開を妥当とする旨の意見

* 根拠規定は、具体的で高い蓋然性が要求される。しかし、担当課からも高い蓋然性を推認させるような具体的事例の説明はなかった。漠然とした不安では蓋然性が高いとは判断できず、根拠規定には該当しないと考える、との意見複数あり。

* すでに公開している自治体に関し、混乱が生じている事例は無いに等しい。担当課の説明も同様であった。これでは高い蓋然性があるとは言えない、との意見あり。

* 町には小学校が5校、中学校が3校ある。3校あれば最低限の秘匿権は守られると考える、との意見あり。

* 序列化による町の学力レベルの露呈を懸念しているようであるが、調査結果の公開によらずとも、進学先等の他の情報でおおよその状況は明らかである。調査結果の公開により新たな混乱が生じることは想定できない、との意見あり。

* 条例の本旨は、より良い町にするために地域で議論をする、そのために行政は正確な情報を公開する、そして町民はそれを知る権利がある、というものである。本件の非公開決定は、その本旨に逆行するとも言える、との意見あり。

* 根拠規定は、調査・研究の遂行に係るものであり、本審査会はその該当性について審査すべきである。その他の悪影響については、実施機関自らが別の手段で解決すべき問題である、との意見あり。

○非公開を妥当とする旨の意見

* 調査結果を公開することにより、学力というひとつの物差しのみで判断されてしまう危険性はある、との意見あり。

* 自治体の規模を考慮すべきではないか。小規模である町の平均値を公開すると、特に3校しかない中学校では各学校の平均値を公開することに等しい、との意見あり。

○委員間での意見が分かれたため、採決により決定することとした。

公開が妥当：1名 非公開が妥当：1名

可否同数のため、寒川町情報公開審査会規則第3条第3項の規定により議長が決する。 → 議長：公開が妥当

よって、審査会の結論としては、申立人の主張どおり調査結果の公開を妥当とする。

(5) 今後の審査の流れについて確認

○事務局で答申案をまとめる。

○答申案を確認するため、再度審査会を開催する。

○日程は、審査の迅速化と答申案の作成に要する日数を踏まえて事務局が調整し、答申案を各委員に事前送付する。

② その他

○特になし。

以 上